

○北秋田市行政評価委員会設置要綱

平成25年1月23日

告示第3号

(目的)

第1条 行政評価の客観性と透明性を確保し、効率的な行政運営を図るため、第三者による評価機関として、北秋田市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 施策及び事務事業について評価を行うこと。
- (2) その他行政評価の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域自治組織が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し進行する。ただし、任期最初に開かれる会議は市長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 第5条及び前条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるものは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する前条第2項の規定により部会の議事が決されたときは、委員長への報告を行い、改めて前条第2項の規定により委員会での議事を決するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月16日告示第113号）

この告示は、平成30年8月16日から施行する。